

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証	意見・要望提出者	石油化学工業協会
項目	行政の行う事務処理期間の明確化		
意見・要望等の内容	申請後の実施制限期間の具体的な日数(可能な限り短期間となる様)を法律に定めてほしい。 法律の申請等に期間短縮実施に際して、地方条例も同時に短縮可能な条文を附記してもらいたい。		
関係法令	大気汚染防止法第10条 水質汚濁防止法第9条	共管	なし
制度の概要	水質汚濁防止法及び大気汚染防止法においては実施制限期間は60日と規定されており、都道府県知事等が認めたときは短縮される。		
計画等における記載	(関連箇所) 6 基準・規格・認証輸入関係 (1)基準・規格・認証 特定施設の実施制限日数の短縮		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 その他
(説明) 大気汚染防止法第10条及び水質汚濁防止法第9条において規定されている。			
担当局課室名	大気保全局大気規制課、水質保全局水質規制課		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証	意見・要望提出者	石油化学工業協会
項目	排水量の増減に伴う届出期限の変更		
意見・要望等の内容	特定施設の廃止に伴う排水量減の届出を廃止後30日以内に届け出るような法律にしてほしい。		
関係法令	水質汚濁防止法第10条	共管	なし
制度の概要	特定施設を廃止したときには、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならないとされている。		
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
(説明) 既に、水質汚濁防止法第10条において、特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならないこととされており、措置済みである。			
担当局課室名	水質保全局水質規制課		

分野	10 公害・廃棄物・環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	石油化学工業協会
項目	ばい煙発生施設等の定期実態調査の廃止		
意見・要望等の内容	毎年、大気汚染物質排出量総合調査を行っているが、ボイラ・加熱炉等のばい煙発生施設等については、毎年の実態調査を廃止し、必要時に調査することにする。		
関係法令	大気汚染防止法	共管	なし
制度の概要	大気汚染物質排出量総合調査(平成9年度までは毎年。平成9年度より3年に1度。次の調査は平成12年度の予定) 有害大気汚染物質排出量総合調査(平成11年度より実施。3年に1度、次の調査は平成14年度の予定)		
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成9年度)	検討中	措置困難 その他
(説明)	平成9年度より大気汚染物質排出量総合調査を3年に1度としたところである。なお、1)窒素酸化物の1)環境基準達成率はほぼ横ばいで改善傾向が見られない上、2)調査結果によると、固定発生源からの排出量はこの10年ほど改善傾向が見られないことから、今後も排出実態把握は必要である。特にボイラについては、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんとも最大の発生源であるため、定期的な調査は必要であると考え。		
担当局課室名	大気保全局大気規制課		

分野	2 住宅・土地、公共工事 関係 (5)公共工事	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	公共工事の規制の在り方		
意見・要望等の内容	<p>今回の議論公開に盛られなかった「公共工事の規制の在り方」について、官公需の入札制度等、共同企業体制度の在り方、上請け・丸投げの排除、公共工事への総合評価方式の導入等などに視点を当てた規制緩和の推進が必要である。</p> <p>また、規制緩和の推進は、経済・産業構造に大きな変化を来すとともに、雇用問題もあるので、関係労働組合の代表者に対するヒヤリング等を積極的に設定する必要がある。</p>		
関係法令	会計法等に基づく運用通達等	共管	公共事業関係省庁
制度の概要			
計画等における記載	<p>規制緩和推進3か年計画2-(5) 公共工事については、次に掲げる事項を措置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式の導入 ・一般競争方式の対象工事 ・予定価格の事後公表 <p>等</p>		
状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>自然公園等事業の直轄事業においては、国立公園等整備事務取扱要領で一括下請の禁止や一般競争入札対象工事等を定めており、引き続き必要な措置をとるよう努めているところである。</p> <p>なお、同事業は工事内容が多岐にわたるとともに、事業規模も比較的小さく、事業期間も短いものが多いこと等から、共同企業体制度や総合評価方式の導入及び関係労働組合の代表者に対するヒヤリング等は、今後の検討課題と考えている。</p>			
担当局課室名	自然保護局施設整備課		

分野	10 公害・廃棄物・環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	ばい煙測定頻度の見直し		
意見・要望等の内容	都市ガスを燃料とするガスタービン、ガスボイラーから排出されるばい煙は極めて少ないため、ばい煙の測定頻度を見直すべきである。 製鉄所内発生ガスを利用したボイラー等のばい煙の自主測定頻度を見直すべきである。		
関係法令	大気汚染防止法	共管	なし
制度の概要	<p>硫黄酸化物</p> <p>硫黄酸化物の排出量が10Nm³以上の施設：2月をこえない作業期間ごとに1回</p> <p>硫黄酸化物の排出量が10Nm³以上の施設(特定工場)：常時</p> <p>ばいじん</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以上の施設：2月をこえない作業期間ごとに1回</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以下の施設：年2回以上</p> <p>有害物質</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以上の施設：2月をこえない作業期間ごとに1回</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以上の施設(特定工場)：常時</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以下の施設：年2回以上</p>		
計画等における記載	10 公害・廃棄物・環境保全関係(1)公害等 ボイラ・加熱炉のばい煙測定及びNOx測定頻度の低減		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難 その他
(説明)	平成10年4月の省令等改正において、都市ガスを燃料とするガス専焼のボイラー等については、ばいじんの自主測定頻度を年1回以上に緩和したところであり措置済み。なお、都市ガス以外のガス燃料については、ガスの性状等についての実態調査を行った上で、その緩和について検討することとしたい。		
担当局課室名	大気保全局大気規制課		

分野	10 公害・廃棄物・環境保全関係 (1)公害等	意見提出要望者	個人
項目	公的な業務独占資格について資格要件や業務範囲等の在り方を含めた見直し		
意見・要望等の内容	<p>資格者に認められている業務に、むやみに「競争を通じたサービスの向上とコスト低下を図る」ことは、資格制度の目的である「権利と安全や衛生の確保、取引の適正化」を困難にする。不当な参入規制として機能しないよう配慮しつつ、試験合格後の講習等の義務づけなど、資格者の資質やモラルの向上のため、むしろ充実させる必要があるのではないか。</p> <p>また、合否判定基準や模範解答の公表、成績通知を行うべき。</p>		
関係法令	悪臭防止法施行規則	共管	なし
制度の概要	悪臭防止法に基づく臭気指数等の測定を行う場合、臭気判定士にその測定業務を委託することができる。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画別紙1 2 - (10)		
状況	<p>措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他</p> <p>(実施(予定)時期：未定)</p>		
(説明)	<p>本資格は平成8年に創設された資格であり、適正な試験を行うため、試験の運用等について検討を行っている段階である。合否判定基準の公表等については、今後公開する方向で検討をすすめている。</p>		
担当局課室名	大気保全局大気生活環境室		

分野	6 基準・規格・認証・輸入関係 (1)基準・規格・認証	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	特定施設の実施制限日数の短縮			
意見・要望等の内容	<p>特定施設の実施の制限(設置の届出から着工許可まで)の日数が60日となっている。騒音、振動関連法規では計画変更勧告が30日となっているのに対して長い。</p> <p>実施の制限日数を60日から30日間に短縮を要望したい。</p>			
関係法令	大気汚染防止法第10条 水質汚濁防止法第9条	共管	なし	
制度の概要	<p>大気汚染防止法に係るばい煙発生施設等の設置又は構造等の変更の際の届出については、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、施設の設置又は構造等の変更をしてはならないとされている。</p> <p>都道府県知事は、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができることとされている。</p>			
計画等における記載	<p>水質汚濁防止法に係る特定施設及び大気汚染防止法に係るばい煙発生施設、特定粉じん発生施設の設置又は構造等の変更の際の届出後の実施制限期間(60日)について、都道府県及び政令市におけ事務処理の実態等も踏まえた上で、その短縮を検討し、結論を得る。</p> <p>平成11～12年度 逐次都道府県等を指導。</p>			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>大気汚染防止法等に基づく実施制限期間短縮措置を講じるよう都道府県等を指導。「実施制限期間を法改正で短縮すべきかどうか」を検討してきたところであるが、平成9年、10年に実施した調査により、平成9年9月の通知以降、実態として大防法第10条第2項等に基づく実施制限期間短縮措置の適切な運用により実質的な規制緩和が図られていること及び現実的な審査期間に大きな差があることが明らかになった。よって、実施制限期間を法改正で一律に短縮化する理由はなく、大防法第10条第2項等に基づく実施制限期間短縮措置が積極的に運用されれば、実質的に規制緩和が図られたこととなると考えられる。そのため、今後とも、必要に応じて、実施制限期間の短縮に努めるような環境庁が都道府県等に指導等を継続することが妥当との結論を得たところである。</p>				
担当局課室名	大気保全局大気規制課、水質保全局水質規制課			

分野	10 公害・廃棄物・環境保全関係 (1)公害等	意見・要望提出者	石油化学工業協会
項目	行政の行う事務処理期間の明確化		
意見・要望等の内容	<p>特定施設の設置に係る実施制限期間について、瀬戸内海環境保全特別措置法では、「申請があった場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、告示の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない」とあるのみであり、具体的な日数を定めていない。</p> <p>起業の予定等の検討を行う上でも必要であるため、実施制限期間を具体的な日数で法律に明記していただきたい。</p>		
関係法令	瀬戸内海環境保全特別措置法	共管	なし
制度の概要	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「法」という。)第5条には、1日当たり50m以上公共用水域に水を排出する工場又は事業場は、特定施設の設置につき府県知事の許可を受けなければならないこととされている。</p> <p>府県知事は、特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないと認めるときでなければ、許可をしてはならないこととされている。</p>		
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>法では、瀬戸内海が汚濁物質が滞留しやすい閉鎖性海域であるという特殊性にかんがみ、施設の設置について許可制としている。具体的には、許可申請があった場合、その概要について告示するとともに公衆の縦覧に供し、関係府県知事及び市町村の意見を求め、利害関係者の意見書も踏まえ、当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであるかどうか府県知事が審査し、許可を行うかどうか判断するという手続きがとられる。</p> <p>このように、法に基づく許可手続きは多数の者がかかわるものであるため、申請がなされてから許可を行うまでの期間を法令により一律に定めることは困難である。また、行政手続法第6条にいう標準処理期間については、許可処分を行う行政庁である府県知事が設定すべきかどうか判断を行うものである。</p> <p>なお、法に基づく特定施設設置許可制度において、実施制限期間という制度は存在しない。</p>			
担当局課室名	水質保全局瀬戸内海環境保全室		

分野	10 公害・廃棄物・環境保全関係 (3)その他	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	残留農薬安全性評価委員会及び中央環境審議会の開催回数の増加		
意見・要望等の内容	新規農薬の速やかな登録を図るため、中央環境審議会(以下「中環審」という。)の開催回数を年3回から年4回とするなどの措置を図る。		
関係法令	農薬取締法	共管	農林水産省
制度の概要	<p>農薬は、農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを販売することができないこととされており、その際のいくつかの基準のうち、作物残留に係る基準と水質汚濁に係る基準については、農薬毎に中環審への諮問及び同審議会の答申を経て環境庁長官の定める基準として告示している。この基準を設定する際には、ADI(一日許容摂取量。人が生涯にわたり毎日その物質を摂取し続けたとしても、安全性に問題のない量をいう。)が考慮されており、このADIについては、厚生省が食品衛生上の危害を防止する観点から安評に意見を聴いて検討し、得られた結果のうちADIの値を当該農薬に関する意見として環境庁に通報しており、同部会の審議においては、この意見を尊重して審議しているところである。</p>		
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>中環審の開催回数については、平成8年度の規制緩和要望を受けて、それまでの年2回から年3回に開催回数を増やし、新規農薬の速やかな登録のための措置を講じてきたところである。更なる開催回数の増加は、人の健康や水産動植物等に対する被害を防止するためのものであり慎重な審議が必要であること、毒性及び残留性等に関する試験成績は膨大な資料であり、このデータの解析に十分な時間が必要であることから、困難である。</p>			
担当局課室名	水質保全局土壌農薬課		

分野	10 公害・廃棄物・環境保全関係 (7)公害等	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	ボイラ・加熱炉のばい煙測定及びNOx測定頻度の低減			
意見・要望等の内容	ボイラ・加熱炉に義務付けられている手分析によるばい煙測定及びNOx測定頻度を1回/2ヶ月から1回/年に削減(期間延長)する。			
関係法令	大気汚染防止法	共管	なし	
制度の概要	<p>硫黄酸化物</p> <p>硫黄酸化物の排出量が10Nm³以上の施設：2月をこえない作業期間ごとに1回</p> <p>硫黄酸化物の排出量が10Nm³以上の施設(特定工場)：常時</p> <p>ばいじん</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以上の施設：2月をこえない作業期間ごとに1回</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以下の施設：年2回以上</p> <p>有害物質</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以上の施設：2月をこえない作業期間ごとに1回</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以上の施設(特定工場)：常時</p> <p>排出ガス量40,000m³/h以下の施設：年2回以上</p>			
計画等における記載	(関連箇所) 10 公害・廃棄物・環境保全関係(16)公害等 ばい煙測定頻度の見直し			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>環境負荷が少ないと考えられる設備・汚染物質については、順次措置を行っている。</p> <p>平成10年4月の省令等改正において、都市ガスを燃料とするガス専焼のボイラー等については、ばいじんの自主測定頻度を年1回以上に緩和したところである。</p> <p>しかしながら、他の施設・燃料についてはばい煙の発生量が少ないという科学的知見はない。特に1)窒素酸化物の環境基準達成率はほぼ横ばいで改善傾向が見られない上、2)調査結果によると、固定発生源からの排出量はこの10年ほど改善傾向が見られないことから、今後も排出実態把握は必要であるため、測定頻度の見直しは難しい。</p>				
担当局課室名	大気保全局大気規制課			

分野	10 公害・廃棄物・環境保全関係 (4)公害等	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	工業専用地域内における特定施設として届出を要する対象の見直し		
意見・要望等の内容	敷地境界線上での騒音規制値・振動規制値が守られていれば、近接の民家に悪影響を及ぼすことはないため、特定施設の有無のみの届出（1台目の特定施設を設置した際の設置届出と特定施設を全て廃止した際の廃止届）とし、個々の施設の届出を不要とすべきである。		
関係法令	騒音規制法及び振動規制法 第6条、第7条、第8条、第10条	共管	なし
制度の概要	都道府県知事の指定する地域内で事業者が著しい騒音又は振動を発生する施設である特定施設を設置しようとするときは、特定施設ごとの数等を都道府県知事に届け出ることとなっており(騒音規制法第6条、振動規制法第6条)、またその届出内容に変更があった場合にも、その旨を届け出ることになっている(両法とも第8条)。ただし、騒音規制法では変更の内容が特定施設の種類を減少する場合、又は直近に届け出た数の二倍以内に増加する場合、振動規制法では特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合については、届出の必要はない。		
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>騒音・振動規制を効果的に行うためには、騒音・振動を発生する特定施設について把握し、施設に応じた適切な改善命令等の措置を執ることが必要であり、特定施設の有無のみの届出では不十分である。ただし、騒音・振動は、その性質上集積の程度も少なく、特定施設の種類ごとの数の変更が直接的に外部に対する騒音・振動の大きさを増加させるものとは限らない。そのため、騒音については、変更の内容が特定施設の種類を減少する場合、又は直近に届け出た数の2倍以内に増加する場合については、騒音の著しい増加を伴わない場合として変更の届出が必要ないこととしている。(法第8条、規則第6条第3項)また、振動についても、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合については変更の届出が必要ないこととしている。(法第8条、規則第6条第2項)</p>			
担当局課室名	大気保全局企画課 大気生活環境室		

分野	2 住宅・土地、公共工事 関係 (5)公共工事	意見・要望提出者	日本・東京商工会議所
項目	公共事業		
意見・要望等の内容	<p>総合的費用便益分析に基づく地方主体の事業推進体制の早期確立。情報開示と地域住民による公共事業の事前・事後評価制度の導入。統合補助金の創設、補助金の一般財源化の推進及び地方が自ら財源を調達できる仕組みづくり。</p> <p>また、民間企業が事業主体となること、事前に官・民のリスク分担の明確化を図ること等を盛り込んだ日本版PFIの早期法制化。</p>		
関係法令		共管	公共事業関係省庁
制度の概要			
計画等における記載	なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難 その他
(説明)	<p>本件については、要望内容が環境庁独自で対応できるものではないことから、政府の方針決定に従って対応していくこととする。</p>		
担当局課室名	自然保護局施設整備課		